

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁具損傷
発生日時	令和3年7月4日 17時03分ごろ
発生場所	福岡県 ^{かんた} 苅田町苅田港東方沖 苅田港北防波堤灯台から真方位073° 5.7海里付近 (概位 北緯33° 49.7′ 東経131° 07.3′)
事故の概要	貨物船 ^{にちゆう} 日侑丸は、西進中、刺し網に進入し、刺し網が損傷した。
事故調査の経過	令和3年8月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 日侑丸、10,083トン
船舶番号、船舶所有者等	143318、鹿児島船舶株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 漁具 刺し網に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 7、視界 良好 海象：波向 南東、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長ほか12人が乗り組み、レーダーを作動させ、苅田港に揚げ荷の目的で苅田港東方沖を約18ノットの対地速力で西進中、船長が、前方に2個のブイを視認し、それぞれ単独のブイでその間を通過できると思い、苅田港に向けて航行した。 船長は、後日、海上保安庁から連絡を受け、本船が固定式刺し網を破損させたことを知った。 船長は、前方に認めた2個のブイが刺し網の目印だと思わず、その間を航行できると思ったと本事故後に思った。
分析	本船は、西進中、船長が、前方に2個のブイを視認した際、それぞれ単独のブイであり、その間を通過できると思い航行したことから、2個のブイの間の刺し網に気付かずに絡網し、刺し網が破損したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西進中、船長が、前方に2個のブイを視認した際、それぞれ単独のブイであり、その間を通過できると思い航行したため、2個のブイの間の刺し網に気付かずに絡網し、刺し網が破損したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、航行海域の漁法及び操業形態を調べるなど、事前に情報の収集を行うこと。

